

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書において、苦情受付機関を正しく規定すること。	揖斐県事務所
2	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書において、利用料その他の費用の額について、徴収の条件も含めて正しく規定すること。	揖斐県事務所
3	共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	サービス提供時間の変更を行う場合は、あらかじめ居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者と調整して、サービス計画の変更を確認したうえで、変更後のサービス計画に沿ったサービス提供を行うこと。	揖斐県事務所
4	共通	運営規程	提供するサービスの内容を具体的に規定すること。	揖斐県事務所
5	共通	運営規程	利用料その他の費用の額について、徴収の条件も含めて正しく規定すること。	揖斐県事務所
6	共通	運営規程	キャンセル料を徴収する場合は、運営規程に規定すること。	揖斐県事務所
7	共通	運営規程	虐待の防止のための措置に関する事項について規定すること。	揖斐県事務所
8	共通	運営規程	緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行う際の手続について規定すること。	揖斐県事務所
9	共通	業務継続計画の策定等	感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	揖斐県事務所
10	共通	業務継続計画の策定等	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。	揖斐県事務所
11	共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	揖斐県事務所
12	共通	秘密保持等	従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。	揖斐県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
13	共通	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	揖斐県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 訪問リハビリ テーション	運営規程	従業員の職種、員数及び職務の内容において、医師の配置とその員数及び職務内容を明らかにすること。	揖斐県事務所
2	(介護予防) 居宅療養管理 指導	運営規程	通常の事業の実施地域が定められていなかったので、定めること。	揖斐県事務所
3	(介護予防) 居宅療養管理 指導	勤務体制の確保等	勤務の体制を定めるに当たっては、サービスに従事する医師の勤務体制を明らかにすること。	揖斐県事務所
4	(介護予防) 居宅療養管理 指導	衛生管理等	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、対策を検討する委員会のおおむね6月に1回以上の開催とその結果の従業員への周知徹底、指針の整備並びに従業者に対する研修及び訓練の定期的な実施について措置を講じること。	揖斐県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	通所介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書において、通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎費用の算出の起点について規定すること。	揖斐県事務所
2	通所介護	運営規程	通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎費用の算出の起点について規定すること。	揖斐県事務所
3	通所介護	勤務体制の確保等	通所介護従業者に、高齢者の介護に必要な資格を有していない者が認められたので、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる等の措置を講じること。	揖斐県事務所
4	(介護予防)通所リハビリテーション	内容及び手続の説明及び同意	利用定員について、複数の単位で実施する場合には、単位ごとの定員についても規定すること。	揖斐県事務所
5	(介護予防)通所リハビリテーション	内容及び手続の説明及び同意	通常の事業実施地域について規定すること。	揖斐県事務所
6	(介護予防)通所リハビリテーション	運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容のうち、管理者と医師はそれぞれ分けて規定し、その員数及び職務内容を明らかにすること。	揖斐県事務所
7	(介護予防)通所リハビリテーション	運営規程	管理栄養士を配置しているにもかかわらず、従業者の職種、員数及び職務の内容において規定されていないので、規定すること。	揖斐県事務所
8	(介護予防)通所リハビリテーション	運営規程	通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎費用の算出の起点について規定すること。	揖斐県事務所
9	(介護予防)通所リハビリテーション	運営規程	サービスの利用に当たっての留意事項について規定すること。	揖斐県事務所
10	(介護予防)通所リハビリテーション	勤務体制の確保等	医師についても、出勤簿等により勤務記録を明らかにすること。	揖斐県事務所